⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合	45単位
㈡　利用定員が21人以上の場合	36単位
ニ　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）	
⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	209単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	84単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	155単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	62単位
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が10人以下の場合	91単位
㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
㈢　利用定員が21人以上の場合	36単位
ホ　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	
⑴　理学療法士等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	418単位
㈡　利用定員が６人の場合	348単位
㈢　利用定員が７人の場合	299単位
㈣　利用定員が８人の場合	261単位
㈤　利用定員が９人の場合	232単位
㈥　利用定員が10人の場合	209単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	139単位
⑵　児童指導員等を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	309単位
㈡　利用定員が６人の場合	258単位
㈢　利用定員が７人の場合	221単位
㈣　利用定員が８人の場合	193単位
㈤　利用定員が９人の場合	172単位
㈥　利用定員が10人の場合	155単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	103単位
⑶　その他の従業者を配置する場合	
㈠　利用定員が５人の場合	182単位
㈡　利用定員が６人の場合	152単位
㈢　利用定員が７人の場合	130単位
㈣　利用定員が８人の場合	114単位
㈤　利用定員が９人の場合	101単位
㈥　利用定員が10人の場合	91単位
㈦　利用定員が11人以上の場合	61単位

（新設）	
（新設）	
イ　児童指導員等を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	195単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	78単位
ロ　指導員を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合	183単位
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位
⑶　利用定員が21人以上の場合	73単位
（新設）	